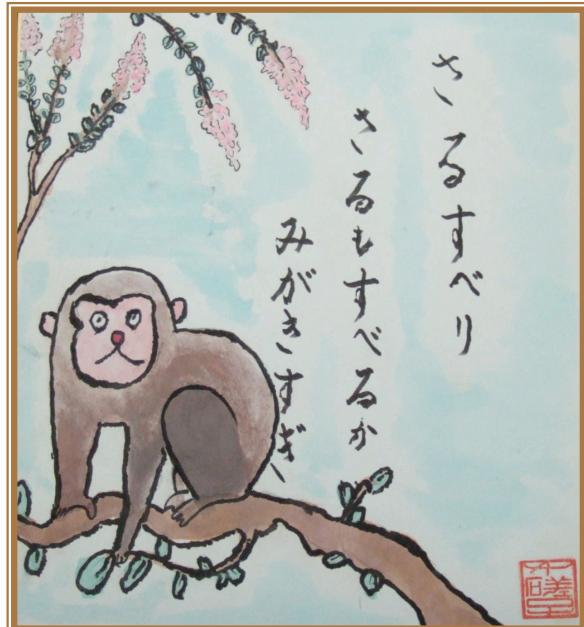


まあ、よんでもみて！

発行：(社)大阪府理学療法士会 障害者保健福祉部 〒540-8790 大阪市中央区常盤町1-4-12-301 TEL 06-6942-7233

印刷所：身体障害者授産施設 大阪ワークセンター 〒594-0031 和泉市伏屋町5-10-11 TEL 0725-57-0883

第14号 2007年 冬号



『百日紅』

作者名 日野 千穂子

(両上肢軽度・体幹機能障害(起立困難))

ほがらか川柳

脳卒中友の会

「ほがらか会」作品

野里猪突 選



失語症妻の名だけは大声で

大橋 貴美子

ほめことばひと言過ぎて角が立つ

庄村 葉月

皇室に男児を運んだコウノトリ

野里 勝子

手を合わせ今日も普通をかみしめる

百瀬 百子

障害者自立支援法 どう変わる? 補装具・日常生活用具

障害者自立支援法



補装具・日常生活用具における変更点

第12号の特集でも紹介しましたように、平成18年4月に障害保健福祉施策が支援費制度から《障害者自立支援法》に変わり、サービスの一元化・就労支援・支給の仕組みの明確化などを柱に一部のサービスが始まっています。

障害者自立支援法は、障害者（身体・知的・精神）の自立支援給付と地域生活支援事業を市町村が支援する制度で、自立支援給付には、介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具があります。また、地域生活支援事業として、相談支援事業・地域活動支援センター・コミュニケーション支援・日常生活用具の給付貸与・移動支援事業などがあります。

これまでの補装具給付制度は、自立支援給付のうちの補装具に、そして、日常生活給付事業が地域生活支援事業による日常生活用具給付に再編され、この10月より介護給付・訓練等給付の他、補装具と地域生活支援事業が新たに始まりました。

ここでは、補装具と日常生活用具について具体的に紹介します。

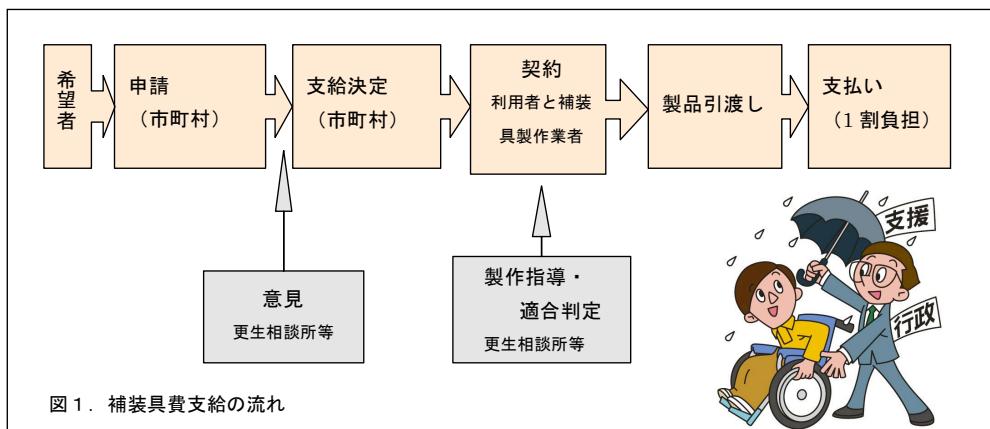


補装具

これまでの現物支給の形で行われていた補装具(*1)の給付が補装具費（購入費・修理費）の支給へと変わりました。利用者の負担は、総額の一割負担となります。ただし、世帯の所得に応じて一ヶ月の支払う限度額が決まっています。（表1）

表1. 補装具費負担の上限額

	所得区分	月額負担上限額
①	生活保護受給世帯	0円
②	市民税非課税世帯で本人の年収が80万円以下の方	15,000円
③	市民税非課税世帯（②を除く）	24,600円
④	市民税課税世帯	37,200円
⑤	同一世帯の最多納税者の市民税額が50万円以上の方	支給対象外



支給の決定は市町村が行います。希望者は、市町村へ申請し、支給が決定されれば、利用者と補装具製作業者との間で契約し、補装具を購入します。その際に、利用者負担額を支払います。（図1）

＜*1：補装具とは＞

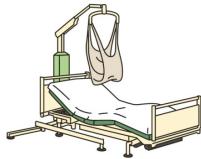
障害のある方の身体機能を補完または代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるもの。義肢・装具・車椅子などをいいます。

日常生活用具

日常生活上の不便を改善するための用具が給付または貸与されます(表2)。障害者手帳の等級や種類により対象となる種目や給付基準額が設定されており、利用者負担額は、所得に応じて市町村により決定されます。

これまで日常生活用具であったパソコンや浴槽などは廃止され、重度障害者用意思伝達装置が補装具へ移行されました。同様に、補装具であった頭部保護帽、収尿器、ストマ用装具・紙おむつなどが日常生活用具へ移行となりました。(表3)また、一本杖(T字杖)については、日常生活用具に変更となったため、入院中に申請をすることはできますが、入手ができなくなりました。(他の杖については、これまで通り補装具です。)

給付の手続きや詳細については、お住まいの市区町村の障害者福祉の窓口にお問い合わせください。



区分	種目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、入浴担架、体位変換器、移動用リフトなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽など
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、ネブライザー、電気式たん吸引器など
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具(パソコン周辺機器、ソフト)、人工咽頭、障害者電話(貸与)、ファックス(貸与)など
排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器など
住宅改修費	居宅生活動作補助用具

表2. 日常生活用具給付・貸与(一部)

種目	→変更内容
色眼鏡	→廃止
点字器	
頭部保護帽	
人工咽頭	
歩行補助杖(一本杖のみ)	補装具から日常生活用具へ移行

表3. 種目の変更

競技ボッチャの魅力

2002年ボッチャ世界選手権大会

日本代表 秋元 妙美（脳性麻痺）



私がボッチャを競技として始めて7年がたった。最初は「同じ土俵で競える」喜びから入り、自分が一選手であること自体が嬉しかった。もともと体を動かすことが好きで、負けず嫌いの性格であったため競技スポーツにあこがれはあったものの、自分の障害ではそこに身をおくことは無理と思っていたのだ。その反動もあってか、練習をやりたくて仕方なく、できる場所があると聞けばどこへでも行き、大会となれば、旅行気分ではしゃいでいた。おかげで親や友人に引っ張ってもらうことの多かった生活が、自然と自分自身で組み立てられるようになっていった。また、ボッチャを通じて出会った仲間や支えてくれるスタッフは私の財産になっている。

競技として、高いレベルを求めていくにつれ、自分の障害の状況を把握していくようになった。アテトーゼが強い私の体ではただ根つめて練習しても勝ちにはつながらないと認識したからだ。この1球で勝負が決まるという状況であればなおさら、ボールをリリースするどころでないほど緊張が強まる。そのため体にはかなりの負担を強いている。しかし、そんな状況の中でやるからこそ、自身の体をコントロールし、思い通りのボールを出せたときにはこの上ない快感であり、魅力がある。それで結果がついてくれば感無量である。

最近は、競技での体の負担をカバーするため、生活上でやってもらう介助を意識的に多くしたり、体のケアに重点を置くようにしている。



少しでも長く競技としてボッチャを続けたいゆえである。そこまでして競技をやることに疑問を持つ人もいるかもしれない。私自身「できることはすべて自分で」と考えてきたので、それを悩んだこともあったが、どう考えても競技の魅力は捨てられなかった。

現在私はヘルパーの力を借りながら、一人暮らしをし、仕事を持ち、休日は次の大会に向けて練習にかけまわっている。

こんな生活が私の自信と誇りになっていることは間違いない。

編集後記

いろんな意味で冬本番となりました。今回の特集は、自立支援法における変更点を取り上げました。今年の4月には、病院における診療報酬の改定によるリハビリ期間の制限や自立支援法の施行など、かなりあわただしい時期だったと思います。そして今回の補装具・日常生活用具における変更点。このようにいろいろと法の施行や、変更などが、行われています。皆さんしっかりとアンテナを張り巡らせ、またいろいろな人と情報を交換し合い、最新の情報をゲットしてください。私たちもできるだけ最新の情報を配信できるように努めたいと思っております。(M)



過去の「まあ、よんでみて！」は、 [URL:www.physiotherapist-osk.or.jp/](http://www.physiotherapist-osk.or.jp/) をご覧下さい。

ご意見・ご感想は、 E-mail:disabled@physiotherapist-osk.or.jp まで！ お待ちしております。

ご案内

少しでも、多くの方に読んでいただけるよう各病院・施設でコピーして配布してください。

